

取引の適正化・料金透明化に向けた自主取組宣言

《安全から安心、そして信頼へ！》

当社は、LP ガスの供給に関して、2024年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の省令改正の趣旨を踏まえ、誠実且つ適正なお取引とフェアプライス(公正で適正なガス料金)を実現すべく、以下のように取組んでいくことを宣言いたします。

< 今回の省令改正の三つの指針 >

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示と一部設備費用の計上禁止）
- ③ LP ガス料金等の情報提供の枠組み構築

< 弊社の取組 >

- お客様の『LP ガス事業者選択の自由』を制限するような条件付き契約は締結いたしません。
- 契約締結に当たり、過大な金銭供与や設備の無償貸与など、正常な商慣行を超えた営業行為は行いません。
- ガス料金について、ガスの消費量に関わらず発生する固定の基本料金、ガスの消費量により変動する従量料金、ガスの消費設備にかかる設備料金を明示する「三部料金制」を徹底いたします。(2025年4月法施行前までに実施予定)
- 三部料金制の徹底に伴い、ガスの消費に関係のない設備費用の計上が禁止されるため、全てのお客様に対して、LP ガスの消費に関係の無い設備（電気エアコン等）について当社負担での設置は行いません。賃貸物件に関しては、設備料金の計上が全て禁止されるため、給湯器等のガス消費設備についても当社負担での設置は行いません。
- 賃貸物件への入居希望者に対して、入居前にガス料金が確認できるように、オーナー様や不動産管理会社、仲介会社を通してガス料金を提示いたします。また、入居希望者から問い合わせ等があった場合にも、速やかにガス料金を提示いたします。入居者様との契約締結時にも重ねてガス料金の説明を行うとともに、市況変動等により料金改定がある場合には、事前に入居者様・オーナー様・不動産管理会社に対して新たなガス料金を提示いたします。

- ガス配管に関しては、建物所有者と配管所有者は一致すべきとの考え方から、新規建築物に対する配管費用は建物所有者様にご負担いただくよう取り組んでまいります。
- 『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律』等の法令を遵守するための社内教育、社内監視体制の強化を図り、上記取組の履行を徹底するとともに、誠実且つ信頼される事業運営を行ってまいります。
- LP ガスの社会的重要性に鑑み、LP ガスがカーボンニュートラル時代にも貢献できるサステイナブル(持続可能)な存在であり続けられることを認識したうえで、自らも社会への貢献を念頭に活動します。

1942年(昭和17年)の会社設立から80年以上、地域の皆さまに支えられ今日に至っています。

今後とも、茨城通運は、誠実な事業運営を行い、お客さま、地域の皆さま、事業運営に関わる全ての関係者に信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

企業理念

安全から安心、そして信頼へ！

私たちは、上記取組を通して、フェア（公正・適正）プライスでLPガスをお届けいたします。

私達が考えるフェアプライスとは・・・、

LPガスの供給と消費に関わる三者、①ガスをお使いになるお客様、②会社（茨城通運）、③会社で働く社員、この三者にとってフェアな価格、それが私たち茨城通運のフェアプライスです。

①ガスをお使いになるお客様にとってフェアな価格

私たちが提供する付加価値に見合った、お客様にもメリットがある、競争力のある価格

②会社（茨城通運）にとってフェアな価格

企業として、お客様に信頼されるサービスを提供するための投資を継続できる価格

③会社（茨城通運）で働く社員にとってフェアな価格

働く社員が、その業務に集中するために、家族と共に健やかな日常生活を過ごすことができる、その労働に見合った報酬が可能となる価格

2024年5月

